

○後志広域連合特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償 に関する条例

〔平成21年3月2日〕
条例第7号

改正 平成23年3月10日条例第2号

改正 令和2年3月6日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項の規定に基づき、次に掲げる後志広域連合特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 選挙管理委員会委員
- (2) 監査委員
- (3) 附属機関の委員その他の構成員
- (4) その他の特別職で非常勤の職員（議会議員を除く。）

(報酬)

第2条 前条第1号から第3号に掲げる特別職の職員（以下「選挙管理委員会の委員等」という。）の報酬は、日額とし、その職務に従事した日数若しくは会議に出席した日数又は公務のために旅行した日数に応じ、別表第1に定める報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、職務従事後支給する。ただし、任期満了、辞職、失職等によりその職を離れるときは、その日の属する月の翌月の末日までに、前月分までを支給する。
- 3 前条第4号に掲げる特別職の職員の報酬の支給方法については、別に規則で定める。

(費用弁償)

第3条 選挙管理委員会の委員等（倶知安町に住所を有する者を除く。）がその職務に従事した日数又は会議に出席した日数に応じ、費用弁償として別表第2に定める額を支給する。

- 2 前項の費用弁償は、職務従事後支給する。ただし、任期満了、辞職、失職等によりその職を離れるときは、その日の属する月の翌月の末日までに、前月分までを支給する。
- 3 第1条各号に掲げる特別職の職員が公務のため旅行したときは、その順路により、旅費相当額として費用弁償を支給する。
- 4 前項に規定する旅費相当の額及び支給方法は、倶知安町の職員の旅費に関する条例（昭和30年倶知安町条例第9号）の例による。

(重複支給の禁止)

第4条 日額による報酬及び費用弁償を受ける者で同日中に2種以上の職務に従事したときは、従事した職務のいずれかに係る報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の後志広域連合特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行期日以後において選挙管理委員会の委員等が委員会の招集に応じて会議に出席し、若しくは職務に従事し、又は公務のために旅行した場合（以下「職務等に従事した場合」という。）に適用し、同日前において職務等に従事した場合の選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	報 酬 の 額	
選挙管理委員会委員 監査委員 附属機関の委員その他の構成員	日 額	5, 0 0 0 円
その他の特別職で非常勤の職員 (議会議員を除く。)	日 額	5, 0 0 0 円
	月 額	2 0 0, 0 0 0 円以下

別表第 2（第 3 条関係）

特別職の職員の住所地	費用弁償の額
島牧村に住所を有する者	6, 0 0 0 円
黒松内町に住所を有する者	2, 5 0 0 円
蘭越町に住所を有する者	1, 5 0 0 円
ニセコ町に住所を有する者	1, 0 0 0 円
真狩村に住所を有する者	1, 5 0 0 円
留寿都村に住所を有する者	2, 0 0 0 円
喜茂別町に住所を有する者	2, 0 0 0 円
京極町に住所を有する者	1, 0 0 0 円
共和町に住所を有する者	1, 5 0 0 円
泊村に住所を有する者	2, 5 0 0 円
神恵内村に住所を有する者	3, 0 0 0 円
積丹町に住所を有する者	3, 0 0 0 円
古平町に住所を有する者	3, 0 0 0 円
仁木町に住所を有する者	1, 5 0 0 円
赤井川村に住所を有する者	2, 5 0 0 円